

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行）

発行人 大分県

印刷所

三恵印刷㈱ （定価 一箇年 三万七千八百円）

大分県報

平成十八年

第一七七七号
七月七日

（金曜日）

目次

告示

- 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請 一
障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更 五
道路区域の変更（二件） 六
道路の供用開始 六

選挙管理委員会告示

- 病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正 六
平成十八年度クリーニング師試験の実施 八

○告示

大分県告示第七百十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があつた。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成十八年七月七日

大分県知事 広瀬勝貞

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

鹿児島県鹿児島市草牟田二丁目二番七号

代表取締役 米盛庄一郎

平成十八年七月七日

大分県報（告示）

平成十八年七月七日

大分県報（告示）

二

汚水等の一日当たりの量									使 用 の 季 節 的 変 動	一 日 当 タ リ の 使 用 時 間	使 用 開 始 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工 事 着 手 予 定 年 月 日	能 力	種 類	
汚 水	項 目	単 位	m ³ /日	単 位												
りん含有量	窒 素 含 有 量	浮 遊 物 質 量	水 素 イ オ ン 濃 度	生物 化学 的 酸 素 要 求 量	化 学 的 酸 素 要 求 量	等 の 汚 染	状 態	の 値	単 位	m ³ /日	五 時 間	連 続	平成一八年九月一〇日	平成一八年九月一三日	二五m ³ /時間	バッチャープラント
mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	/	/	/	/	単 位	/日	通	常	平成一八年九月二十五日	平成一八年九月一〇日	なし	
一	一	一	一	六	二	一	一	通	常	六	常	最	最	最	なし	
二	二	二	二	二、〇〇〇	一〇	五	一二	最	大	六	大					

4 汚水等の処理の方法

状態 浮遊物質量	汚水等の要求量			項目		汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使 用 開 始 予 定 年 月 日	工 事 着 手 予 定 年 月 日	構 構	能 力	処 理 方 式	種 類	
	汚染 化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオノン濃度	単位		m ³ /日	単位									
平成十八年七月七日	一、〇〇〇	六	二	一	処理前	通常の値	二三五	なし	二四時間	連続	平成一八年九月二十五日	平成一八年八月二三日	鋼製	一一〇〇m ³ /日	中和+凝集沈殿	機械処理脱水方式
大分県報(告示)	一五	六	二	五・八・八・六	処理後	通常の値	一三五	なし	二四時間	連続	平成一八年九月二十五日	平成一八年八月二三日	鋼製	一一〇〇m ³ /日	中和+凝集沈殿	機械処理脱水方式
三	一一〇〇〇	一〇	五	二二	処理前	最大の値	二八〇	なし	二四時間	連続	平成一八年九月二十五日	平成一八年八月二三日	鋼製	一一〇〇m ³ /日	中和+凝集沈殿	機械処理脱水方式
	一一〇	一〇	五	五・八・八・六	処理後	最大の値	二八〇	なし	二四時間	連続	平成一八年九月二十五日	平成一八年八月二三日	鋼製	一一〇〇m ³ /日	中和+凝集沈殿	機械処理脱水方式

平成十八年七月七日

大分県報
(告示)

の値	
りん含有量	窒素含有量
mg/l	mg/l
一	一
一	一
二	二
二	二

四

5 排出水の量及び汚染状態の値

一日当たりの排出水量								排水口名	5 排出水の量及び汚染状態の値
						項目	単位	単位	
りん含有量	窒素含有量	浮遊物質量	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	汚水	汚染等の状態の値	の値	の値	NO. 1
mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	/	五・八・八・六	通常の値	二三五	通常の値
一	一	一五	六	二	/	五・八・八・六	最大の値	二八〇	最大の値
二	二	一〇	一〇	五	/	五・八・八・六			

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 総覽期間

大分県生活環境部環境保全課及び津久見市役所

縦覽場所

大分県告示第七百十四号
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第三十五条において準用する同法第二十七条规定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更があつた旨届出があつた。
平成十八年七月七日

大分縣知事
庄
瀨
勝
貞

麥更年月日

平成十八年七月七日

大分市府内町三丁目十番一號

大分総合庁舎八階 八十四会議室

二 試験の内容

1 学科試験

- (一) 衛生法規に関する知識
(二) 公衆衛生に関する知識
(三) 洗たく物の処理に関する知識

2 実技試験

洗たく物の処理に関する技能

四 受験資格

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条の規定に該当する者
2 クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百五十四号）附則第五項の規定に該当する者

四 受験願書の提出先

県内に住所を有する者

大分市内にあつては、大分県生活環境部食品安全・衛生課
(大分市大手町三丁目一番一号 郵便番号八七〇一八五〇)

（大分市大手町三丁目一番一号 郵便番号八七〇一八五〇）に提出すること。

県外に住所を有する者

大分市外にあつては、住所地を管轄する県民保健福祉センター又は保健所に提出すること。

大分県生活環境部食品安全・衛生課（大分市大手町三丁目一
番一号 郵便番号八七〇一八五〇）に提出すること。

ただし、県内（大分市を除く。）に就業地を有する者は、就業地を管轄する県民保健

五 受験願書等の受付期間及び受付時間

1 受付期間

平成十八年八月七日（月）から同月二十五日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）。ただし、郵送による受験申込みは、同日までの消印のあるものに限り受け付け
る。

2 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで。

六 提出書類

- 1 受験願書
2 履歴書

3 写真一枚（出願前六箇月以内に撮影した上半身・正面・無帽、サイズ縦三センチメートル・横三センチメートルのもの）

4 最終学歴を証する卒業証書の写し又は卒業証明書。ただし、クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和三十年厚生省令第二十一号）附則第二項第六号の規定により地方厚生局長の認定を受けた者については、当該認定書の写し

七 受験手数料

七千円（受験願書提出の際に納入すること。）

八 受験願書等提出上の注意事項

1 卒業証書又は認定書の写しを提出する場合は、受験願書の提出先において原本を提示し、原本と相違ない旨の記載及び押印を受けること。

2 提出書類と現在の姓が異なる場合は、戸籍抄本を提出すること。

3 受験願書に記載する住所は、「○○方」、「○○クリーニング所」等、郵便が確実に届くよう明記すること。

九 試験通知書

試験通知書は、大分県生活環境部食品安全・衛生課から受験者に送付する。

十 その他

1 試験について不明な点がある場合は、最寄りの県民保健福祉センター、保健所（大分市保健所を除く。）又は大分県生活環境部食品安全・衛生課に問い合わせること。

2 受験願書を郵便で請求する場合は、郵便番号及びあて先を明記し、百二十円切手をはった返信用封筒を同封すること。